

日野町江府町日南町衛生施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 8 年 7 月 1 日

日野町江府町日南町衛生施設組合

管理者 江府町長 白石 祐治

日野町江府町日南町衛生施設組合（以下「当組合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき当組合が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2. 女性の活躍の推進に向けた体制整備等

当組合では、組織全体で継続的に職場環境を改善するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3. 状況把握と課題分析

(1) 総括

令和3年度から令和7年度まで当組合で実施していた計画（以下「前計画」という。）では、全職員の年次休暇の平均取得日数を15日以上の取得を推進することを目標として設定。前計画の目標値及び実績は、下表のとおりである。

計画当初より取得日数は増えたものの最終的に目標の達成に至らなかった。

	計画目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年次休暇の平均取得日数	15日以上	10日	12日	15日	14日	12日

(2) 課題分析

(1) 総括から前計画と同様に年次休暇の取得日数を課題とし目標数値を据え置いて目標達成に向けて取り組む。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

○令和13年度末までに、全職員の年次休暇の平均取得日数を、15日以上の取得を推進する。

5. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

4. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

○令和8年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。